

よ〜く確認！

テレビショッピングなどの通信販売

事例1

テレビショッピング番組で見た家庭用電気マッサー器を電話で注文した。3日間使ったが効果を感じなかったので、「返品したい」と電話した。「通電後は返品できない」と言われた。クーリング・オフできないのか。



事例2

ダイエット食品のCMで、お試し1か月分500円と言っていたので電話で注文した。購入は1回限りだと思っていたら、翌月にも届いた。約3000円の請求書も入っている。販売店から、「定期購入コースなので、最低3回購入しないと解約できない」と言われてしまった。定期購入を申し込んだ覚えはない。

アドバイス



契約条件（返品など）をよく確認しましょう

- テレビショッピングなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については、事業者が決めたルールに従うことになります。
返品について表示していない場合、購入者が商品を受け取った日から8日以内であれば返品できます。ただし、返品送料は購入者負担です。
- 返品できる場合でも、「開封後は返品できない」「商品到着後〇日」「通電後は返品できない」など、条件がついていることがあります。
- 「お試し価格」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入が条件になっている場合があります。